

検察官による「起訴猶予に伴う再犯防止措置」の法制化等に反対する意見書

第1 意見の趣旨

当会は、検察官において被疑者が罪を犯したと認める場合に、守るべき事項を設定し、所定の期間、被疑者を保護観察官による指導・監督に付する措置を法制化すること、並びに更生保護法第51条第2項各号に定める特別遵守事項の類型に「宿泊を義務付けられた施設からの無断外出禁止」を加えることに反対する。

第2 意見の理由

1 法制審議会における議論状況

(1) 平成29年3月16日から開催されている法制審議会－少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会では、起訴猶予に伴う再犯防止措置の在り方、並びに保護観察・社会復帰支援施策の充実、社会内処遇における新たな措置の導入及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方が議論されている。

(2) 前者の議論では、検察官において、被疑者が罪を犯したと認める場合であって、必要があると認めるときに、被疑者が守るべき事項を設定し、所定の期間、被疑者を保護観察官による指導・監督に付する措置（以下「起訴猶予に伴う再犯防止措置」という。）をとる仕組み（以下「本制度」という。）を設けることが検討されている。

また、後者の議論では、保護観察の特別遵守事項の類型として、更生保護施設その他の民間施設が行う処遇プログラム等の受講等のほか、宿泊を義務付けられた施設から、正当な理由なく、一定の時間帯は、その管理者に無断で外出しないことを加えることが検討されている。

2 起訴猶予に伴う再犯防止措置の問題点

(1) 本制度は、訴追者たる検察官に対し、犯罪事実の有無のほか、守るべき事項の具体的内容、指導・監督を行う期間、守るべき事項に違反した事実の有無に関する判断権限を与えるものである。しかし、公平中立な判断を実現するためには、訴追者と判断者は明確に分離されなければならない。上記のような権限は検察官の本来的役割から大きく逸脱するものと言わざるを得ない。

また、検察官の権限行使について第三者による外部統制の仕組みを設けなければ、恣意的・独善的な運用につながるおそれがある。そのような仕組み

として、裁判官が関与する手続が部会で検討されているが、裁判官の関与を認めることは、そもそも本制度が検察官の訴追裁量の枠組みを超えていることを示すものにほかならない。

- (2) また、本制度の想定する処遇（守るべき事項を設定し、所定の期間にわたって保護観察官による指導・監督に付するという処遇）は、被疑者の権利・自由を実質的に制約するような積極的な介入を伴うものであり、その強制は一種の「刑罰」たる性格を帯びることにもなる。

しかし、被疑者に対し、裁判における立証や裁判所による判断を経ないにもかかわらず、犯罪事実を認定し、有罪を前提とした一種の刑罰たる性格を帯びる処遇を課すことは無罪推定の原則に反する。

- (3) 本制度が実施されることによって、本心としては事実を争いたくとも、刑事手続から解放されたい一心でやむなく再犯防止措置を受け容れるといった事態は容易に想定されるところであり、過去のえん罪事件が示すとおり、えん罪を生む温床になりかねない。また、本制度は、上記のような利益誘導を構造的に有するものであって、虚偽自白を誘発する危険性があり、被疑者の供述に対する自由な意思決定を阻害するものであるから、黙秘権を侵害するものである。

3 特別遵守事項の類型に「無断外出の禁止」を加えることの問題点

- (1) 再犯防止のための指導・監督は、違反した場合には不良措置がとられ得る遵守事項を背景に、遵守事項が守られているかを監視し、必要な指示を行うなどの権力的な側面を有する措置である。この点、たとえ間接的にはあっても、更生保護施設を運営する民間事業者にこうした役割を担わせることは、これまでの更生保護事業の在り方を一変させてしまいかねない。

すなわち、更生保護施設を運営する民間事業者の多くは、再犯防止を第一的な目標に掲げるのではなく、眼前の人を支えるために、被援助者に寄り添いながら活動している。こうした事業者にとって、再犯防止とは被援助者が社会復帰に向けて歩み始めた先にある副次的な結果であり、被援助者との信頼関係をなげうってまで見据えるべきものではないと考えられる。遵守事項が守られているかどうかを監視し、保護観察官等に報告しなければならないとしたような場合には、善意や信頼関係を原動力とする多くの事業者から活動の場を奪ってしまうことになりかねない。

- (2) 部会における当初の議論では、更生保護施設における処遇を充実させるた

め、同施設に指導・監督権限を付与することが検討されていた。現在では、更生保護施設に直接的な指導・監督権限を付与することなく、同施設が実施するプログラム等の受講を特別遵守事項として設定可能とした上で、これを受講するように保護観察官が指導・監督を行うとの運用をもって対応するという方向で意見集約がなされたようである。

他方、保護観察の特別遵守事項の類型として、「宿泊を義務付けられた施設から、正当な理由なく、一定の時間帯は、その管理者に無断で外出しないこと」を加えることについては、引き続き実現に向けた検討がなされている。しかしながら、「宿泊を義務付けた上で無断外出を禁止する」という処遇は、たとえ時間帯が限定されるとしても、極めて拘禁度が高く、もはや社会内処遇の枠組みに収まらないのではないかとの疑問がある。また、この点を措いたとしても、このような施策は施設管理者に監視者としての役割を担わせるに等しい。

- (3) 現状において既に更生保護事業者の負担は大きく、そのような負担に見合った人的・物的手当が十分になされているとは言い難い。事業者の活躍の場を拡大するとともに、その活躍に応じた手当を充実させる必要があることは当然であるが、保護観察官と事業者との連携の在り方を検討する際には、事業者に監視者の役割を担わせることのないよう最大限の配慮がなされるべきである。

第3 結論

起訴猶予に伴う再犯防止措置は、検察官の本来的役割から大きく逸脱するものである。同措置には、恣意的・独善的な運用のおそれ大きいこと、無罪推定の原則に反すること、黙秘権侵害を生じさせることなど、様々な弊害が存在する。

また、特別遵守事項の類型に「宿泊を義務付けられた施設からの無断外出禁止」を加えることは、更生保護施設に監視者としての役割を担わせることとなり、相当でない。

したがって、当会は、これらの施策に反対する。

なお、今般の法制審議会－少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会では多岐にわたった論点について議論されているところであるが、上記2点については、緊急性があることから、当会は先立って意見表明した次第であっ

て、他の施策について無条件に容認する趣旨ではないことを付言する。

以 上

平成30年9月14日

千葉県弁護士会

会 長 拝 師 徳 彦